

## 福井県報

号外第60号  
令和5年  
5月1日(月)  
火曜日発行

## 告示

## 目次

○指定納付受託者の指定(二二〇・定住交流課)……………1  
○ふるさと貢献に係る寄付金の収納事務委託(二二一・同)……………1

## 告示

## 福井県告示第210号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定したので、同法第231条の2の3第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年5月1日

福井県知事 杉本 達治

- 指定納付受託者の名称および住所  
株式会社アイモバイル  
東京都渋谷区桜丘町22-14  
N.E.S.ビルN棟2階
- 指定した日  
令和5年5月1日

## 福井県告示第211号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、ふるさと貢献に係る寄付金の収納の事務を委託したので、同令第158条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年5月1日

福井県知事 杉本 達治

- 受託者の名称および住所  
株式会社アイモバイル  
東京都渋谷区桜丘町22-14  
N.E.S.ビルN棟2階
- 委託事務の内容  
インターネット等を利用して納付するふるさと貢献に係る寄付金歳入
- 委託期間  
令和5年5月1日から令和6年3月31日まで
- 収納の方法  
クレジットカードまたは電子マネーによる。

令和五年五月一日発行  
発行人 千九一〇一八五八〇  
福井県福井市大手三丁目十七番一號  
福井県